

中華民國（台灣）
司法院大法官解釈集
—人權編—

司 法 院 印 行
中華民國九十六年九月
(2007 年 9 月)

中華民國（台灣）
司法院大法官解釁集
—人權編—

司 法 院 印 行

中華民國（台灣）
司法院大法官解釁集
－人權編－
2007年9月 初版

編著者——司法院大法官書記處
發行所——10048 台北市重慶南路1段124號
TEL 02-23618577
FAX 02-23886904
<http://www.judicial.gov.tw/>
© 2007 中華民國（台灣）司法院
Printed in R.O.C. (Taiwan)
印刷·製本—株式会社 京美印刷企業

はしがき

中華民國（台湾）における大法官による憲法解釈の制度に関する運用は半世紀以上を経て、民主法治の発展過程のなかで、きわめて重要な機能と影響力を発揮するとともに、国際社会が我が国の民主法治の発展の程度を評価する際の重要な基準でもある。これに鑑み、国際社会に大法官の憲法解釈の機能（諸外国の憲法裁判所のそれに相当する）を理解していただくために、司法院はこれまでに大法官解釈の英訳版を編集し、我が国の憲政および民主・自由・法治の発展を内外に周知させることにおいて、めざましい成果を上げてきた。

同じく大陸法系に属する日本は、歴史的背景と文化的源流の関係において、法思想および法制度の面で我が国と共通するところがあることから、両国の憲法解釈機関が人権の保障にかかる重要な理念を相互に理解し参考となることを促進させるために、司法院は、大法官の人権に関する解釈の和訳ならびに編集に着手することを決め、2006年6月に於いて、林永謀大法官および孫森焱元大法官を「中華民國（台湾）司法院大法官解釈選編一人権編和訳委員会」の委員長とし、九一件の人権に関する解釈を選び、日本への留学から帰国した法学の教授を招いて、和訳に取り組んでいただき、こうして二人の委員長と和訳に参加した教授方の共同努力のもとに、これらの作業は完成を遂げた。これにあたって、私は

II 中華民国（台湾）司法院大法官解釈集－人権編－

謹んでこの文を借りて感謝の意を表するとともに、本書の完成により、更に多くの諸外国の方々に我が国の憲法解釈の発展を理解していただければ、もっとも幸いである。

行 岳 生

2007年9月司法院にて

司法院 大法官の職權行使に関する法律の沿革

壱、解釈案件

- 一、申請者と申請要件
- 二、解釈に対する結論の可決人数について
- 三、不同意見書（反対意見書）
- 四、協同意見書（補足意見書）
- 五、解釈の執行

弐、違憲政党の解散案件

- 一、申請者と申請案件
- 二、口頭弁論
- 三、判決の評決
- 四、協同／不同意見書
- 五、判決の効力
- 六、仮処分

憲法施行後、1948年7月1日に司法院が設けられ、憲法と司法院組織法に基づいて、総統が第一期の大法官十七人を推挙し、そのうちの十二人が監察院の同意を経て1948年8月に就任した。それ以後、司法院の法令解釈に関する職権は全て専門家の携わるところとなった。憲法解釈の手続については、司法院大法官会議規則（以下「会議規則」という）（1948年8月より1958年7月まで）、司法院大法官会議法（以下「会議法」という）（1958年7月より1993年2月まで）、及び司法院大法官審理案件法（以下「審理案件法」という）（1993年2月以降）の三つの時期に分けられ、「疑問への解答」から「紛争の解決」へ、「憲政体制の維持」から「人民の権利の保護」へと発展してきている。また、憲法解釈についても、単なる会議による議決方式から、審判による

合議を兼ね合わせた方式へ変化している。下記において、解釈案件（申請者、申請案件、解釈の議決、不同意見書、協同意見書及び解釈の執行を含む）と違憲政党の解散案件（申請者、申請案件、口頭弁論、判決の評決、協同／不同意見書、判決の効力、仮処分を含む）の二種類に分けて説明する。

壹、解釈案件

一、申請者と申請要件

(一) 憲法解釈

会議規則の時期、中央または地方政府機関がその職權行使の際に適用する憲法解釈に疑問が生じたとき、或いは、法律または行政命令の適用に際し、憲法に抵触する疑いが生じたとき、憲法解釈の申し立てを行うことができる（会議規則第3条）とされた。会議法の時期には、上記の規定に加え、中央または地方政府機関による職權行使の際、他の政府機関の職權と憲法の適用についての争議が生じたとき、憲法解釈の申し立てを行うことができる（会議法第四条第一項第一号）とされ、また、国民の憲法上保障されている権利が不法な侵害を受け、法定手続によって訴訟が起こされた結果、確定された終局裁判が適用した法律または行政命令に、憲法に抵触する疑いが生じたとき、憲法解釈の申し立てを行うことができる（会議法第四条第一項第二号）と規定された。審理案件法の時期においては、憲法解釈の申し立て請求について、さらに次の事項が加えられた。即ち、

- (1) 憲法上保障されている権利について、不法な侵害を受けた法人または政党が、法定手続によって訴訟を起こし、その確定した終局裁判において適用された法律ま

たは行政命令が憲法に抵触する疑いが生じたとき（審理案件法第五条第一項第二号）

- (2) 立法委員（国会議員）の総数の三分の一以上の申請により、立法委員がその職権を行使する際の憲法の適用に疑問が生じたとき、或いは、適用する法律が憲法に抵触する疑いが生じたとき（審理案件法第五条第二項）、
- (3) 最高法院（最高裁判所）と行政法院（行政裁判所）は、その受理した案件に適用すべき法律や行政命令が、憲法に抵触する疑いありと確信されるときは、訴訟手続停止を決定し、大法官解釈への申し立てを行うことができる（審理案件法第五条第二項）。

1995年1月20日に公布及び施行された司法院釈字第三七一号解釈によると、裁判官が事件を審理する際に適用すべき法律が憲法に抵触する疑いがあるとして、各裁判所がこれを先決問題として訴訟手続停止を決定し、適用すべき法律が憲法違反であると認められるに至った具体的理由をそえて、大法官解釈への申し立てを行うことができる。この解釈によって審理案件法第五条第二項の適用範囲が広がった。

(二) 統一解釈

会議規則の時期、中央または地方政府機関がその職権上で適用した法律または行政命令についての見解が、当該機関または他の機関が同一の法律または行政命令を適用した際に既に示した見解と異なっている場合、統一解釈の申し立てを行うことができる（会議規則第四条）とされた。次の会議法の時期における統一解釈の申し立てについても、上記と同じように定められている（会議法第七条）。その後、審理案件法の時期になり、個人・法人または政党に対して、終局裁判所がその確定裁判で適用した法律または行政命令についての

見解が、他の裁判所が終局裁判の確定裁判において適用した同一の法律または行政命令について示した見解と異なっているとき、また、その権益に影響を与える場合は、裁判確定後の三ヶ月以内に統一解釈の申し立てを行うことができる（審理案件法第七条第一項第二号、同条第二項）と増訂された。

二、解釈に対する結論の可決人数について

(一) 憲法解釈

憲法解釈に対する結論の可決人数についての各時期の規定は下記の通りである。即ち、

会議規則の時期において、大法官による憲法解釈、或いは、法律または地方自治法が憲法に抵触する旨を宣告するには、大法官の総数の半数以上の出席と同意が必要（1948年9月15日に定められた会議規則第一二条但書）と規定された。その後、大法官の可決人数が減り、大法官会議の開催には中央政府所在地の大法官の総数の三分の二以上の出席と、また、解釈に対する結論の可決には、中央政府所在地の大法官の総数の半数以上の同意が必要（1952年4月14日に修正された会議規則第一二条）となった。会議法の時期には、大法官による憲法解釈に対して、大法官の総数の四分の三以上の出席と出席者数の四分の三以上の同意が必要（会議法第三条第一項）と定められたが、審理案件法の時期になり、大法官の総数の三分の二以上の出席と出席者数の三分の二以上の同意が必要（審理案件法第一四条第一項但書）と定められた。

(二) 統一解釈

統一解釈の結論の可決人数についての各時期の規定は、下記の通りである。即ち、

会議規則の時期には、大法官の総数の半数以上の出席と出席した大法官の半数以上の同意が必要（1948年9月15日

定められた会議規則第一二条)と規定された。なお、統一解釈に対する結論の可決人数については、上記の同時期の憲法解釈と同様(1952年4月14日修正された会議規則第一二条)とされた。また、会議法の時期には、法律および命令に関する統一解釈については、大法官の総数の半数以上の出席と出席した大法官の半数以上の同意が必要(会議法第一三条第二項)と規定されており、審理案件法の時期においても、上記会議法と同じように規定(審理案件法第一四条第一項但書)されている。

三、不同意見書(反対意見書)

不同意見書(反対意見書)に関する規定は、会議規則の時期にはまだなく、会議法の時期になり、各大法官が解釈文(主文)に対する反対意見を有する場合、不同意見書を提出することができ、解釈文(主文)と共に公布される(1958年7月21日に制定された会議法第一七条)と規定された。但し、その際に公布される不同意見書には、それを提出した大法官の人数を掲載するよう規定されている(1958年10月3日に修正の後公布された会議法施行細則第七条第二項)。その後、解釈文と一緒に公布される不同意見書には、それを提起した大法官の氏名を掲載するよう改正され(1977年1月11日改正、公表された会議法施行細則第七条第二項)、司法院釈字第一四九号解釈より施行された。また、審理案件時期における不同意見書に関する規定は、会議法時期のそれと同じである(審理案件法第一七条第一項)。

四、協同意見書(補足意見書)

協同意見書に関する規定は、会議規則と会議法の時期にはまだなく、審理案件法の時期になり、各大法官が解釈文(主文)草案の原則には賛成するものの、その理由づけにおいて補足または異なる意見を有する場合には、協同意見書を提出することがで

き、解釈文（主文）と共に公布される（審理案件法第一七条第一項、施行細則第一八条第一項）と定められた。

五、解釈の執行

会議規則と会議法の時期においては、解釈の執行については全く定められておらず、審理案件法の時期になり、大法官が行った解釈を関係機関に執行させるとともに、その執行の種類や方法を確定しなければならない（審理案件法第一七条第二項）と定められた。

式、違憲政党の解散案件

第二回憲法修正条項は 1992 年 5 月 28 日に公布及び施行された。その第一三条の規定によれば、司法院大法官の職権は、憲法第七八条が規定した事項以外に、憲法法廷を組織して、違憲政党解散に関する案件を審理することができるとされている。その際、司法院大法官の案件審理に関する手続は、上記の憲法修正条項に沿って改正されなければならないとされた。そこで、1993 年 2 月 3 日に「司法院大法官審理案件法」が公布及び施行され、違憲政党の解散案件の審理に関する手續が定められた。

一、申請者と申請案件

管轄の政府機関（内政部）が、政党設立の目的またはその行為が、中華民国の存在もしくは自由で民主的な憲政秩序を危うくするとみなすときは、司法院憲法法廷にこれを解散すべき旨、申し立てができる（審理案件法第一九条第一号）。

二、口頭弁論

違憲政党解散案件の審理について、憲法法廷は口頭弁論に基づいた裁判をしなければならない。但し、申し立てが却下されるべきであり、口頭弁論の必要がないと認められるときは、この限りではない（同法第二一条）。憲法法廷の口頭弁論は、大法官の総数の四分の三以上の出席のもとに行われなければならない。ま

た、口頭弁論の審理に参与しなかった大法官は、解散判決の評決に参与することができない（同法第二四条第一項）。

三、判決の評決

憲法法廷の判決の評決は、口頭弁論の審理に参与した大法官の三分の二以上の同意によって可決される（同法第二五条第一項）。可決人数が得られない場合は、解散判決の評決は成立せず、解散を命ずべきではないという判決がなされなければならない（同法第二五条第二項）。また、申し立てが却下されるべきであり、口頭弁論の必要がないと認められる裁判は、大法官の総数の四分の三以上の出席と出席者数の半数以上の同意のもとに行わなければならない（同法第二五条第三項）。

四、協同／不同意見書

憲法法廷の判決が協同意見書または不同意見書を伴う場合、判決と共に発表される。（同法第二八条第一項）

五、判決の効力

憲法法廷の判決に対して、不服を申し立てることはできない（同法第二九条）。解散を宣告された政党は、速やかに一切の活動を停止しなければならず、また、目的を同じくする代替組織を設立することはできない。これにより、政党比例代表方式により選出された民意の代表者は、判決の効力が発生したとき、その資格を喪失する（同法第三〇条第一項）。憲法法廷の判決については、各関係機関は速やかにその判決を実現するための必要な措置をとらなければならない（同法第三〇条第二項）。

六、仮処分

憲法法廷が違憲政党の解散案件を審理する際に、その政党の行為が国家の安全もしくは社会秩序を危うくするとみなされる場合、かつその必要があると認められる場合は、申請機関の要求に従って、判決を下す前の裁定によりその政党の活動の全て或いはその一部の停止を命ずることができる。（同法第三一条）

翻譯者紹介

- 陳 一 日本東京大学大学院法学政治学研究科博士後期課程
单位取得滿期退学、日本金沢大学法学部教授
- 李仁森 日本北海道大学法学博士、中華民國國立中正大學法
律学院副教授
- 吳煜宗 日本東北大学法学博士、中華民國世新大學法學院副
教授
- 林裕順 日本国立一橋大学法学研究科法学博士、中華民國國
立中央警察大学刑事警察学系副教授
- 陳洸岳 日本東京大学大学院法学政治学研究科法学博士、中
華民國國立政治大学法律系副教授
- 蕭淑芬 日本大阪大学法学博士、中華民國東海大学法律学系
副教授
- 王萱琳 日本神戶大学法学研究科博士、中華民國玄奘大學法
律学系助教授
- 劉姿汝 日本国立一橋大学法学博士、中華民國國立中興大學
財經法律学系助教授
- 蔡英欣 日本東京大学法学博士、中華民國國立台灣大学法律
学院助教授
- 賴宇松 日本一橋大学法学博士、中華民國國立東華大学環境
政策研究所助教授

謝如媛 日本一橋大学法学博士、中華民国国立中正大学法律学院助教授

簡玉聰 日本名古屋大学法学博士、中華民国国立高雄大学財經法律系助教授

*リストは教授、副教授、助教授、画数順に並べたもの

目 次

はしがき	
司法院 大法官の職權行使に関する法律の沿革	
翻訳者紹介	
解釈番号	頁
釈字第242号（1989.6.23）	
國家の重大事態における夫婦隔離下の重婚關係は取り消されるべきか。 （於國家遭重大變故，夫妻隔離下之重婚關係得撤銷？）	1
釈字第345号（1994.5.6）	
税金滞納者の出国を制限する法規の規定は違憲か。 （限制欠稅人出境辦法之限制規定違憲？）	4
釈字第362号（1994.8.29）	
民法における重婚無効の規定は違憲か。 （民法重婚無效之規定違憲？）	6
釈字第365号（1994.9.23）	
民法における親権の行使に関する父権優先の規定は違憲か。 （民法就親權行使父權優先之規定違憲？）	9
釈字第373号（1995.2.24）	

目 次 XIII

教育事業の技術系人員等による労働組合の結成を禁止する労働組合法の規定は違憲か。

(工會法禁止教育事業技工等組工會之規定違憲?) 12

积字第380号 (1995.5.26)

大学法施行細則二二条一項後段に定めた「各大学の共通の必修科目に合格しないものは、卒業しえないものとする」との規定、及び同条三項に定めた「各大学の共通の必修科目は、教育部[文部省]が各大学の関係者を招集し共同にこれを定める」との規定は、憲法一一条が保障する学問の自由との趣旨に合うか。

(大學法施行細則第二十二第一項後段「各大學共同必修科目不及格者不得畢業」之規定，以及同條第三項「各大學共同必修科目，由教育部邀集各大學相關人員共同研訂之」之規定，是否合乎憲法第十一條所保障之學術自由的宗旨?) 15

积字第382号 (1995.6.23)

各級学校に在籍している学生が退学処分などの不利益処分を受けた後、学内のすべての救済措置を尽くしてから、なお救済を得ない者には、行政訴訟を提起させないことは、違憲するか。

(各級學校在校學生，在受到退學等不利益處分之後，於用盡校內所有之救濟措施，仍無法得到救濟者，不許其提起行政訴訟，是否違憲?) 20

积字第384号 (1995.7.28)

やくざ者取締法における強制的に出頭させること・秘密証人などの規定は違憲。

(檢肅流氓條例強制到案、秘密證人等規定違憲?) 23

积字第390号 (1995.11.10)

工場立地法の定める停止または休止処分などの規定は違憲か。
(工廠設立登記規則停止或歇業處分等規定違憲?) 29

釈字第392号 (1995.12.22)

刑訴法に関する検察官の拘留を行使すること及び提審法における提審の法律要件などの規定は違憲か。
(刑訴法検察官羈押權、提審法提審要件等規定違憲?) 31

釈字第394号 (1996.1.5)

營造業管理規則（建設業法）および内政部(総務省)の通達に定められる制裁・処罰性のある処分が違憲か。
(營造業管理規則及内政部函釋所定裁罰性處分規定違憲?) 52

釈字第395号 (1996.2.2)

公懲会が再審議の議決に対する再審議の申請を認めない事件は違憲か。
(公懲會不許對再審議議決聲請再審議之案例違憲?) 56

釈字第396号 (1996.2.2)

公務員懲戒法において、上告制度の欠如は、違憲であるのか。
懲戒のプロセス及び懲戒の機関はどう決めるべきのか。
(公務員懲戒法無上訴制度違憲？懲戒之程序及機關應如何?) 61

釈字第399号 (1996.3.22)

低俗な意味に捉えられがちな訛音を有する姓名の改名をしてはならないという「内政部」の解釈は違憲か。
(内政部就姓名讀音不雅不得改名之函釋違憲?) 64

釈字第400号 (1996.4. 12)

公用地役関係によって形成された既成道路を収用しない行政院の通達は違憲ですか。

(行政院就有公用地役關係既成道路不予徵收之函釋違憲?) 67

积字第407号 (1996.7.5)

出版物の猥亵性の認定に関する「新聞局」の解釈は違憲か。

(新聞局就猥亵出版品認定所為之函釋違憲？) 72

积字第410号 (1996.7.19)

親族編施行法が連合財産制の修正により別の規定を設けていないことは違憲か。

(親屬編施行法未因聯合財產制修正另設規定違憲?) 76

积字第414号 (1996.11.8)

医薬品広告の事前審査制を定める薬事法等法規は違憲か。

(藥事法等法規就藥物廣告應先經核准等規定違憲？) 81

积字第423号 (1997.3.21)

交通機関（運輸施設）のもたらす汚染の罰金基準についての制裁・処罰の基準、また期間徒過のための倍罰規定が違憲か。

(交通工具污染罰鍰標準之裁罰標準及逾期倍罰規定違憲？） 84

积字第430号 (1997.6.6)

現役軍人が関連規定により現役を続けることを請求したが、許可されなく、そして退役と裁決されたことについて、行政救済をさせないことは、違憲するか。

(現役軍官依有關規定聲請續服現役未受允准，並核定其退伍，若不得使其提起行政救濟，是否違憲？) 88

釈字第436号（1997.10.3）

軍事審判法における規定は違憲か。
(軍審法相關規定是否違憲?) 91

釈字第439号（1997.10.30）

税関密輸取締法四九条には、「異議申立事件では、差し押さえる物はなく、また差し押さえる物は罰金や追徴の関税を代わって支払うに足りない者には、税関は、原処分の指定した金額またはその不足金額の、半額の保証金あるいは同額の担保を14日以内の期限付きで納付するよう、命じることができる。その期限が切れても、なお納付しないまたは同額の担保を提出しない場合、その異議は受理されないものとなる」との規定は、憲法一六条が保障する人民の訴願〔日本の行政不服申立に相当〕や裁判を受ける権利に違反するか。

(海關緝私條例第四十九條：「聲明異議案件，如無扣押物或扣押物不足抵付罰鍰或追徵稅款者，海關得限期於十四日內繳納原處分或不足金額二分之一保證金或提供同額擔保，逾期不為繳納或提供擔保者，其異議不予受理」之規定，是否違反憲法第十六條所保障之人民的訴願及訴訟權?) 95

釈字第443号（1997.12.26）

徴兵適齢者（役男）の出国に関する政府命令によって、徴兵適齢者の出国を制限するのは、違憲であるのか。

(以役男出境處理辦法限制役男出境違憲?) 98

釈字第445号（1998.1.23）

集会デモ行進法における関連規定は憲法に違反するか。

(集會遊行法相關法規是否違憲?)	101
积字第450号 (1998.3.27)	
大学法第一一条第一項第六号及び同法施行細則第九条第三項 の、各大学には軍事訓練室の設置と職員の配置を義務付ける規 定は、憲法が保障する大学の自治に違反するか。	
(大學法第十一條第一項第六款以及該法施行細則第九條第三 項，課予各大學設置軍訓室以及配置相關人員義務之規定，是否 違反憲法所保障之大學自治?)	128
积字第452号 (1998.4.10)	
夫婦の一方の意思により住所を決定するとしている民法の規定 は違憲か。	
(民法關於夫妻住所以單方意思決定之規定違憲?)	131
积字第454号 (1998.5.22)	
国民の入国停留、居留及び戸籍登録に関する要点の許可、取 消、出国等の規定は違憲か。	
(國人入境停留居留及戶籍登記要點之否准、撤銷、離境等規定 違憲?)	134
积字第455号 (1998.6.5)	
人事院が休職して給与を受け取らないで軍隊に服する者の勤務 年数の計算に関する通達が違憲か。	
(人事行政局就留職停薪入伍者年資採認之函釋違憲?)	139
积字第457号 (1998.6.12)	
退輔会の房舎土地処理要点において嫁に出た子が相続すること	

を禁ずることは違憲か。

(退輔會之房舍土地處理要點，禁出嫁女繼承之規定違憲？) 142

釈字第459号（1998.6.26）

兵役に服する男性の身体等位判定に対する訴願提起に制限する司法院の解釈が違憲か。

(限制役男對體位判定提起訴願之司法院解釋違憲？) 145

釈字第462号（1998.7.31）

大学の教師等は、その昇進に対する審査評価の結果に対し不服がある場合、行政争訟を提起することができるか。

(大學教師等對其升等評價結果有所不服者，得否提起行政爭訟？) 148

釈字第466号（1998.9.25）

公務員保険給付訴訟を管轄する裁判所はどの裁判所ですか。

(公保給付之爭議之審判法院？) 153

釈字第471号（1998.12.18）

銃砲刀剣類所持等取締法における強制労働処分は違憲か。

(槍砲彈藥刀械管制條例中有關強制工作處分之規定是否違憲？) 156

釈字第472号（1999.1.29）

すでに法令により公務員保健、労働者保健、農民保健に加入している人民を強制的に全民健康保険に加入させることは、比例原則や信頼保護の原則に違反するかいなか。

(強制已加入公勞農保之人民納保全民健康保險，有否違反比例原則或信賴保護？) 161

釈字第477号 (1999.2.12)

「受損権利回復条例」(侵害された権利の回復に関する条例)に
おける要件および適用対象に関する規定は違憲か。
(受損権利回復條例之要件及適用對象規定違憲?) 165

釈字第479号 (1999.4.1)

社団手続規則が社団の名称にその所属の行政地域を付けるべき
と定めるのは違憲か。
(社團作業規定之應冠所屬行政區域名稱規定違憲?) 169

釈字第485号 (1999.5.28)

国軍住宅団地の建て直しにおいて既存の居住者およびその家族
に補助などの優遇措置を提供することは憲法第七条の平等原則
に抵触しないかいなか。
(國軍眷村改建之際，對原眷戶或其子女提供補助等優惠措施，
有否違反憲法第七條平等原則?) 173

釈字第486号 (1999.6.11)

商標法が「その他の団体」の名称を含む商標の登録出願につき
登録要件を定めるのは違憲か。
(商標法就有其他團體名稱之商標圖樣之註冊要件規定違憲?) 177

釈字第487号 (1999.7.9)

冤罪賠償法二条二号の前段には、かつて勾留を受け不起訴処分
または無罪の言い渡しを受けた者は、その行為が公共の秩序ま
たは善良の風俗に違反するものであれば、賠償を請求すること
ができないとの規定は、憲法上の比例原則に合致しているか。

(冤獄賠償法第二條第二款前段，僅以受害人之行為違反公共秩序或善良風俗為由，剝奪其請求賠償之權利，未能以其情節是否重大，有無逾越社會通常觀念所能容忍之程度為衡量標準，是否合乎憲法保障之比例原則？) 180

釈字第488号（1999.7.30）

銀行法などの法規においては行政処分の手続きが定められていないのは違憲か。

(銀行法等法規未明定作成行政處分之程序違憲？) 183

釈字第490号（1999.10.1）

兵役法における兵役の義務、また禁役を免除する規定は違憲であるのか。

(兵役法服兵役義務及免除禁役規定違憲？) 188

釈字第491号（1999.10.15）

公務人員考績法には免職処分に関する要件が法律により明確に定めてなく、銓敘部に要件の定めることを授権したことは、違憲であるか。

(公務人員考績法中有關免職處分之要件未以法律明確規定，而授權銓敘部決定其要件，是否違法？) 193

釈字第499号（2000.3.24）

1999年9月15日に改正、公布された憲法追加改正条文が憲法に違反するか。

(中華民國八十八（1999）年九月十五日修正公布之憲法增修條文違憲？) 197

釈字第503号（2000.4.20）

納税者は、営利の証明を発行しない場合、その一つの行為が作為義務と作為義務に同時に違反するとの理由として、併せてそれぞれ罰することは、憲法の保障する人民の権利の趣旨に合うものであるか。

(納稅義務人在不依法發給營利證明，以該單一行為同時違反作為義務與不作為義務為理由，一併分別予以處罰，是否違反憲法保障人民權利之意旨？) 221

积字第507号 (2000.5.19)

告訴にあたり鑑定報告書を添付すべきとする特許法の規定は違憲か。

(專利法就告訴須附鑑定報告之規定違憲？) 224

积字第509号 (2000.7.7)

刑法における誹謗罪の規定は違憲であるのか。

(刑法誹謗罪之規定違憲？) 227

积字第510号 (2000.7.20)

航空人員に対する体格検査および業務執行の制限等は、憲法第一五条の労働権保障に違反するかいなか。

(對航空人員之體格檢查及業務執行限制有否牴觸憲法第十五條工作權保障？) 231

积字第512号 (2000.9.15)

「麻薬取締法」における上告の禁止は違憲か。

(「肅清煙毒條例」限制上訴三審之規定違憲？) 235

积字第514号 (2000.10.13)

ゲームセンターに関する行政命令において、18歳以下の人に入场させる業者に対し、免許の取消しを罰する規定は、違憲であるのか。

(遊戯場業規則對允未滿18歳人進入者撤銷許可規定違憲?) …… 238

釈字第523号 (2001.3.22)

やくざ者取締法における裁判所の決定する留置との規定は違憲か。

(檢肅流氓條例法院裁定留置規定違憲?) 241

釈字第533号 (2001.11.16)

全民健康保険における特約医療サービス機構契約によって生じた紛争については、如何なる訴訟手続に従って救済を求めるべきか。

(全民健康保険特約醫事服務機構契約所生之爭議，應依何種爭訟程序尋求救濟?) 244

釈字第534号 (2001.11.30)

土地法により収用された土地について、その使用が土地所有者であった者またはその使用者であった者の責めに帰することができる事由により所定期間内になされることができない場合に土地所有者であった者による買受権の行使を制限する規定は違憲か。

(土地法徵收之土地因可歸責於原土地所有人或使用人，致未能依限使用者，限制原土地所有人買回權之規定違憲?) 249

釈字第535号 (2001.12.14)

警察勤務に関する法律」に基づく職務質問を行う規定は違憲

か。	
(「警察勤務條例」實施臨檢之規定違憲?)	253
釈字540号 (2002.3.15)	
国民住宅条例に基づく国民住宅回収にかかる強制執行事件についての裁判権。	
(國民住宅條例收回國宅強執事件之審判權?)	259
釈字542号 (2002.4.4)	
翡翠ダム集水区域における村の移転計画において、居住事実の認定に関する規定は違憲であるのか。	
(翡翠水庫集水區遷村計畫居住事實認定規定違憲?)	265
釈字第 546号 (2002.5.31)	
訴願の提出は実益がないとの院 2810 號解釈は違憲か。	
(院 2810 號就訴願為無實益之解釋違憲?)	269
釈字第549号 (2002.8.2)	
労働保険の保険料の徴収等に関する法律にいう労働保険の遺族手当金を受け取る規定が違憲か。	
(勞保條例就勞保遺屬津貼受領之規定違憲?)	272
釈字第551号 (2002.11.22)	
麻薬取締法における誣告反坐の規定は違憲か。	
(毒品危害防制條例中有關誣告反坐之規定是否違憲?)	276
釈字第552号 (2002.12.13)	
釈字 362 号にいう「かような特殊な状況」の意味は何か。	

(釋 362 號所稱「類此之特殊狀況」之意涵？)	280
釈字第554号（2002.12.27）	
刑法第二三九条が姦通、相姦者に対して罪刑を処することは違憲か否か。	
(刑法第二百三十九條對通姦、相姦者處以罪刑，是否違憲？)	284
釈字第556号（2003.1.24）	
組織犯罪法における「犯罪組織に参加する」ことの意味。	
(組織犯罪防制條例中「參加犯罪組織」之意涵？)	288
釈字第558号（2003.4.18）	
人民の出入国を許可制とする国家安全法第三条第一項の規定は、憲法第二三条の比例原則に違反して人民の出入国の自由を侵害するかいなか。	
(國家安全法第三條第一項規定之人民出入境許可制，是否違反憲法第二十三條之比例原則而侵害人民出入國之自由？)	292
釈字第559号（2003.5.2）	
家庭暴力防治法が非金錢給付の保護令に対し執行手続の授權規定を定めるのは違憲か。	
(家暴法對非金錢給付保護令執行之程序授權規定違憲？)	296
釈字第563号（2003.7.25）	
大学は自ら制定した学則により、学位を取得するための学科試験を通過しなかつて退学を命じることは、憲法が保障する大学の自治の射程範囲内にあるか。	
(大學依其自訂之學則，對未能通過為取得學位之學科考之學	

生，命其退學，是否為憲法保障之大學自治的範圍？）	300
积字第 567 号（2003.10.24）	
「間諜の再犯防止に関する監督規則」は違憲か。 （預防匪諜再犯辦法管制之規定違憲？）	305
积字第 571 号（2004.1.2）	
九二一大震災で被災地域にある住居が全壊し、半壊した者に見舞金を支給する対象として、戸籍や被災地の住居に実際に住んでいるかとのことを判断の根拠とし、並びに見舞金の申請に関する相当な期限を設けた、内政部〔内務省〕が八八(1999)年に発布した幾つかの行政命令は、憲法七条や二三条に反するものであるか。	
（内政部於八八(1999)年發布之對於九二一大地震災區住屋全倒、半倒者，發給慰助金之對象，以設籍、實際居住於受災屋與否作為判斷依據，並設定申請慰助金之相當期限之若干函釋，是否違反憲法第七條與第二十三條之規定？）	310
积字第 573 号（2004.2.27）	
「監督寺廟条例」（寺廟監督条例）における特定の宗教の財産処分に対する制限は違憲か。 （寺廟條例就特定宗教處分財產之限制規定違憲？）	315
积字第 574 号（2004.3.12）	
差戻審判決に関する上訴の利益の価額を制限する判例などは違憲か。 （對二審更審判決上訴利益額限制之判例等違憲？）	323
积字第 575 号（2004.4.2）	

- 戸警分立の計画における機関調整の過渡的な条項は違憲か。
(戸警分立方案就機關調整之過渡條款違憲?) 330

釈字第576号 (2004.4.23)

- 生命保険が重複保険の通知に関する規定を適用される判例は違憲か。
(人身保険適用複保険通知規定之判例違憲?) 336

釈字第577号 (2004.5.7)

- 煙害防制法（煙害防止規制法）が業者にニコチン等含有量の表示を義務付けるのは違憲か。（訳注：「煙」はたばこ）
(菸害防治法命業者標示尼古丁等含量違憲?) 341

釈字第578号 (2004.5.21)

- 労基法が雇主に労働者の定年退職金の負担義務を課すのは違憲か。
(労基法課雇主負擔労工退休金違憲?) 348

釈字第579号 (2004.6.25)

- 所有者への収用補償金額を基準にした定額で賃借人に補償する「平均地権条例」（土地に関する権利を平等に保護する法律）の規定は違憲か。
(平均地権條例以所有人之徵收價定額補償承租人規定違憲?) 355

釈字第580号 (2004.7.9)

- 契約期間の満了により耕地を取り戻す場合、賃借人に補償金を払い渡さなければならないなど「耕地三七五減租条例」の規定は違憲か。

(耕地三七五減租條例約滿收回須補償承租人等規定違憲?)	361
积字第583号 (2004.9.17)	
公務人員考績法第十二条第一項第二号の規定による免職の懲処 処分は、実質的に懲戒権に等しいであるが、懲処権に行使期間 を設けていないことが違憲であるか。	
(公務人員考績法第十二条第一項第二款規定所為免職之懲處處 分，實質上屬於懲戒處分，為限制人民服公職之權利，未設懲處 權行使期間違憲?)	373
积字第584号 (2004.9.17)	
道路交通管理处罚条例が特定の犯罪歴を有する者のタクシー乗 務を禁止するのは違憲か。	
(道交条例禁曾犯特定罪者駕計程車規定違憲?)	376
积字第585号 (2004.12.15)	
真調会条例が憲法に違反するか。	
(真調會條例違憲?)	382
积字第587号 (2004.12.30)	
民法及び判例が子による父性否認の提訴を禁ずることは違憲 か。	
(民法及判例禁子女提否認生父之訴違憲?)	413
积字第588号 (2005.1.28)	
金銭的給付の義務者に対する「勾引」と「収容」に関する行政 執行法第一七条および第一九条の規定は、憲法第二三条の比例 原則に違反し人民の人身自由を過度に侵害するか。	

(行政執行法第十七條及第十九條有關「拘提」與「管收」之規定，是否違反憲法第二十三條之比例原則而過度侵害人民之人身自由？)	419
--	-----

釈字第590号 (2005.2.25)

本件は裁判官が「訴訟手続の停止を決定すること」の意味について憲法解釈を申立てるものである。

(法官聲請釋憲，「裁定停止訴訟程序」意涵？)	431
------------------------------	-----

釈字第591号 (2005.3.4)

仲裁法が仲裁判断における理由の齟齬を取消訴訟の提訴事由としないのは違憲か。

(仲裁法未將仲裁判断理由矛盾明定為得提撤銷訴訟之事由，是否違憲？)	436
---	-----

釈字第594号 (2005.4.15)

商標法における商標や標章権を侵害する者に対して刑罰制裁を処するのは違憲か。

(商標法中對於侵害商標或標章權者處以刑罰制裁，是否違憲？)	441
-------------------------------------	-----

釈字第597号 (2005.5.20)

被相続人の死亡日後に生じた利息についてこれが相続人の所得に属し課税されるべきであるという財政部（日本の財務省に相当する）による解釈は違憲か。

(財政部就被繼承人死亡日後之利息歸繼承人所得課稅之函釋違憲？)	445
---------------------------------------	-----

釈字第599号 (2005.6.10)

戸籍法八条二項・三項、及び指紋押捺してから始めて新しいバージョンの国民身分証を申請しましたは更新するとの規定を、本件解釈が示される前に司法院大法官會議は、暫時的にその適用を停止させる仮の状態を定める仮処分・仮命令を発布することが、憲法が保障する裁判を受ける権利の射程範囲内にあるか。

(戸籍法第八條第二項、第三項及以按捺指紋始得請領或換發新版國民身分證之相關規定，於本案解釋公布之前，司法院大法官會議發布使其暫停適用，以定暫時狀態之暫時處分一事，是否屬於憲法所保障接受裁判之權利的範圍？)449

釈字第600号 (2005.7.22)

区分所有建築物の最初の測量・登記を定める「土地登記規則」等の規定は違憲か。

(土地登記規則等就區分所有建物首次測量、登記之規定違憲？)455

釈字第603号 (2005.9.28)

指紋押捺を国民身分証明カードの交付要件とする「戸籍法」第八条第二、三項の規定は違憲か。

(戸籍法第八條第二、三項捺指紋始核發身分證規定違憲？)461

釈字第605号 (2005.11.9)

中華民国八十八年(1999 年)一一月二五日に改正、公布された公務員俸給法施行細則（以下八十八年施行細則と略す）一五条三項の規定は、各種類の年功の性質を区別し、これによりかつて招聘として任命されたことのある公務員の公務の年功が、本俸の最高級俸にとどまることは、憲法七条の保障する平等権の趣旨には抵触するものか。なお上記の施行細則は、公務員が法によ

り任命された後、そのかつて公務員の任命資格がなかった前に勤めた公務の年功は、適当に斟酌し計算された公務員年功の優遇措置であることを趣旨とするものであり、これは人民の財産権を制限するものか。

（中華民國八十八年十一月二十五日修正發布之公務人員俸給法施行細則（以下簡稱八十八年施行細則）第十五條第三項修正規定，區別各類年資之性質，使公務人員曾任聘用人員之公務年資，僅得提敘至本俸最高級為止，是否與憲法第七條保障平等權之意旨牴觸。此外，上開施行細則旨在提供公務人員於依法任用之後，其未具公務人員任用資格前所曾任之公務年資，酌予核計為公務人員年資之優惠措施，是否為限制人民之財產權？）478

釈字第607号（2005.12.30）

会社が移転の補償金をその他の収入とするという財政部（日本の財務省に相当する）による解釈は違憲か。

（財部將公司所領拆遷補償費列為其他收入之函釋違憲？）485

釈字第608号（2006.1.13）

相続後受領した配当利益は所得税を課徴されるべきという解釈は違憲か。

（繼承後所領股利應課所得稅之函釋違憲？）490

釈字第609号（2006.1.27）

労工委員会は、労働者が労働者保険の有効期間に死亡して、受益者が死亡給付を請求することに対して、当該労働者の傷病が保険の有効期間に発生しなければならないことを前提条件にして、いわゆる労工保険条例にはない制限を加えことを書類で解釈したことが違憲か。

目 次 XXXI

(勞委會以函釋，對於勞工在勞保的有效期間內死亡，其保險受益人請求給付時，應以該勞工之傷病必須在保險有效期間內發生作為前提要件，此一加諸勞工保險條例所沒有之限制之行為，是否違憲？)	494
积字第610号 (2006.3.3)	
公務員懲戒法第三十四条第二款は違憲ですか。 (公懲法第三十四條第二款規定違憲？)	498

索 引

キーワード	503
-------------	-----

